

警視庁管内における事業用貨物自動車 関与した死亡事故発生状況 【令和3年と令和4年の比較】

(一社)東京都トラック協会

(令和4年12月31日現在)

年 \ 項目	死 亡 事 故 件 数		
	総 件 数	うち 会員関与	会員関与のうち 一当
令和3年	16 (16)	5 (5)	1 (1)
令和4年	22	9	7
増 減 数	6	4	6

※令和3年欄の事故件数は、令和4年の集計期間と前年同期間の件数であり、括弧内の数字は、令和3年中の事故件数の累計。

【令和4年 会員関与事故9件】

- ①東村山市内＝信号機のある交差点において事普貨が右折した際、対向車線を直進していた原付と衝突。
- ②東久留米市内＝駐車中で無人の事業用貨物車に原付が衝突したもの。現場付近は駐車禁止の規制標示があった。
- ③台東区内＝歩行者横断禁止、かつ信号機が無い交差点において、信号待ちにより停止していた事大貨が停止状態から発進した際に、前車と自車の間を横断してきた歩行者に気付かず轢過したものの。
- ④世田谷区内＝信号機のある交差点において事準中貨が右折した際、対向車線を直進していた自二と衝突。
- ⑤大田区内＝事大貨が交差点を青信号で直進中、前方の横断歩道を赤信号で横断してきた歩行者と衝突。
- ⑥板橋区内＝事準中貨が信号機のない交差点を直進中、左方から右方へ進行してきた自転車と衝突。
- ⑦江戸川区内＝事準中貨が首都高湾岸線を走行中、何らかの原因で道路分岐部の角に衝突して横転したところ、後続していた自準中貨が衝突したもの。
- ⑧板橋区内＝事準中貨が信号機のある交差点を右折した際、横断歩道を右方から左方へ横断してきた歩行者と衝突したもの。
- ⑨西東京市内＝複数車線がある道路において駐車していた事準中貨に、第1通行帯を走行していた自二が衝突した後、第2通行帯を走行していた事普乗に自二が衝突し、さらに第3通行帯を走行していた自普乗に事普乗が衝突したもの。なお、現場付近は駐車禁止の規制標示があった。